

大規模倉庫を対象とした適切な維持保全の促進

1. 背景について

- 平成 29 年 2 月に発生した埼玉県三芳町^{みよしまち}倉庫火災において火災が長期化した原因の一つとして、倉庫の内部に設けられていた複数の防火シャッターが、火災信号を発する感知器のシャットアウトや、降下位置に設けられていたコンベヤや荷物の放置などによって、適切に閉鎖しなかったことが原因の一つとされた。
- その後、以下の法令改正を行い、類似の火災の再発防止を図ることとしたところ。
 - ① 平成 30 年 3 月に「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和 48 年建設省告示第 2563 号）」を改正し、50,000 平方メートルを超える倉庫に設ける感知器については、断路器を設置する等の規制を追加した。
 - ② 今般、法第 8 条第 2 項を改正し、維持保全に関する準則又は計画（以下「維持保全計画」という。）の作成対象として、3,000 平方メートルを超える倉庫等を位置付けるとともに、かつ、同条第 3 項に基づく指針（昭和 60 年建設省告示第 606 号）を改正し、倉庫における防火シャッターの適切な作動を確保するための維持保全に係る措置をとるよう求めることとした。

2. 今後の対応について

- 各特定行政庁においては、次に掲げる事項に配慮し、適切に立入検査等を行うこと。
 - ・ 延べ面積 50,000 平方メートルを超える大規模倉庫の所有者・管理者に対し、令和元年末までに、維持保全計画の作成を行ったかどうかの報告を求めること。その上で、定期的（3 年～5 年を目処）に、立入検査や報告徴収などを実施し、維持保全計画が適切に運用されていることを確かめること。
 - ・ 立入検査等の実施にあたっては、消防本部と合同で実施するなど連携を図ること。
- 各特定行政庁においては、立入検査等を行う場合にあつては、次に掲げる事項に配慮し、適切に点検及び指導を行うこと。
 - ・ 維持保全計画が作成又は変更された場合にあつては、その内容が、一般社団法人日本産業機械工業会において作成した「大規模倉庫における防火シャッター降下部のコンベヤに関するガイドライン」を適切に踏まえた内容になっていることを点検すること。
 - ・ 維持保全計画を作成していない事業者に対しては、適切な維持保全がなされなかった場合の火災リスクについて丁寧に説明し、その作成に向けた協力を要請すること。なお、維持保全計画の作成にあたっては、公益社団法人ロングライフビル推進協会において「大規模倉庫に関する維持保全計画 参考様式」が作成されているので、適宜紹介されたい。

3. その他

- 定期報告の対象として特定行政庁が指定した倉庫については、定期報告が適切に行われていない場合、特定行政庁は所有者等に対し督促を行い、報告の履行の徹底を図るとともに、法令に基づき適切な対応を図られたい。